

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

令和二年大分県条例第四十九号

目次

第一章 総則（第一条－第八条）

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等（第九条－第十二条）

第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等（第十三条－第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車利用事業者 事業活動において自転車を利用する事業者をいう。
- 五 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする事業者をいう。
- 六 自転車小売等事業者 自転車の小売又は整備を業とする事業者をいう。
- 七 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 八 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 九 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

（県の責務）

第三条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(自転車利用者の責務)

第四条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項その他の関係法令に規定する事項を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

- 一 夜間、道路を通行するときは、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として関係法令に定める反射器材を備えること。
- 二 酒気を帯びて運転しないこと。
- 三 自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で運転すること。
- 四 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- 五 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して運転しないこと。

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。

- 2 県民は、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の責務)

第七条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第八条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者及び交通安全団体との連携を図るものとする。

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等

(自転車交通安全教育等)

第九条 県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。

- 2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、研修の実施及び情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めるものとする。
- 5 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めるものとする。

(道路交通環境の整備等)

第十条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他の団体と連携し、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備及び保全のために必要な措置を講ずるものとする。

(自転車の点検及び整備等)

- 第十一条 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
 - 3 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するときは、当該自転車を購入し、又は整備を受けようとする者（以下「自転車購入者等」という。）に対し、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報を提供するよう努めるものとする。
 - 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠等盗難防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車利用時の安全上の措置)

- 第十二条 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、利用する自転車の種類、時間帯、利用方法等に応じ、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 自転車を利用して通学する児童、生徒（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に在学する者に限る。次項において同じ。）又は学生（高等専門学校に在学する第一学年から第三学年までの者に限る。次項において同じ。）は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
 - 3 学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。）の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
 - 4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の

被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。

- 5 高齢者の家族等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する助言を行うよう努めるものとする。

第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十三条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないものとし、その借受人に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十四条 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するときは、自転車購入者等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

- 2 自転車小売等事業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者のうちに通勤方法として自転車を利用する者がいるときは、当該利用者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生のうちに通学方法として自転車を利用する者がいるときは、当該利用者及びその保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 5 第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)

第十五条 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとする。

2 事業者は、その従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十四条の規定は、同年六月一日から施行する。